

# Pervasive Software Inc. Pervasive PSQL v10

## ワークグループ版 使用許諾契約書

重要: 同封のソフトウェアをインストールする前に、本使用許諾契約書(「本契約書」)をお読みください。本ソフトウェアをインストール、または他の人にインストールを許可することによって、お客様、およびお客様が本ソフトウェアのインストールを許可された人は、この使用許諾契約の条項に同意したものとします。この契約書の条項に同意されない場合は、購入後 10 日以内に本ソフトウェアのパッケージ一式を購入元に返却すれば、購入代金の払い戻しを受けることができます。

以下に述べるように、本ソフトウェアを使用することは、本ソフトウェアのオンラインによるアクティブ化および検証の間に一定のコンピュータ情報を伝送することを承諾することとなります。

### 1. 定義

- 1.1 「パーベイスブ」とはデラウェア州法人である 12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas (U.S.A.) 78727 所在の Pervasive Software Inc. を指します。
- 1.2 「お客様」とは、本契約書に従って本ソフトウェアのライセンスを付与された個人または法人を指します。
- 1.3 「本ソフトウェア」とは、お客様が本契約書と共にパーベイスブから受け取ったすべてのワークグループ版ソフトウェアの総称です。
- 1.4 「ターミナル」とは、本ソフトウェアを起動、本ソフトウェアにアクセス、または本ソフトウェアと相互作用することができる装置を指します。
- 1.5 「プライマリ ターミナル」は、以下の 2.1 項で説明する意味を持ちます。
- 1.6 「ゲスト ターミナル」は、以下の 2.4 項で説明する意味を持ちます。
- 1.7 「マニュアル」とは、本ソフトウェアと共にパーベイスブから提供されるマニュアルおよびその他の印刷物を指します。
- 1.8 「本ライセンス」とは、本契約に従って購入および提供されたライセンスを指します。
- 1.9 「複製の最大許可数」は、本契約書に基づいてターミナル上で複製、インストール、および使用できる本ソフトウェアの複製物の最大数を指します。複製の最大許可数は、本契約書に添付したラベルに表示されています。ラベルが添付されていない場合、複製の最大許可数は 1 部です。
- 1.10 「イントラネット」とは、お客様の社内、子会社または遠隔の事務所において情報を伝送するために私的にアクセス可能な通信ネットワークを言いますが、インターネットへの接続を含みません。
- 1.11 「インターネット」とは、情報の伝達のために公的にアクセス可能なコンピュータ通信のネットワークを言います。
- 1.12 「通信ネットワーク」とは、多数の独立した装置の相互通信を可能にするデータ通信システムを言い、そのインターネットブリッジおよびそれに物理的に接続したワークステーションを含みます。
- 1.13 「インターネット/イントラネット ライセンス」とは、インターネットまたはお客様のイントラネットを通じてネットワークホストにアクセスするために、その時点で有効なライセンス料をお客様が支払われることにより、購入および提供されるライセンスを言います。

### 2. ライセンスと保護

- 2.1 パーベイスブは、お客様が本契約書の条件に従い、複製の最大許可数を超えない数のターミナル(「プライマリ ターミナル」)上で本ソフトウェアを複製、インストール、使用するための非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可(下記 2.2 項に従う場合を除きます)の権利、およびお客様が下記 2.2 項に基づいて本ソフトウェアを配布する権利を許諾します。上記に許可された複製物に加えて、お客様は、保管およびバックアップの目的で本ソフトウェアの複製を 1 部に限って作成することができます。すべての複製物には、本ソフトウェアに含まれる一切の知的財産権の表示を正確に表示し、記載する必要があります。
- 2.2 お客様は、以下の条件をすべて満たすことを条件に、本ソフトウェアをお客様の顧客に配布することができます。(i) お客様が配布する本ソフトウェアの複製物すべてに、本契約書を書面および/またはクリックスルーの電子書式の形で添付するものとします。(ii) お客様が自身で使用する本ソフトウェアと配布する本ソフトウェアの合計数が、複製の最大許可数を超えないものとします。(iii) お客様は、お客様からソフトウェアを受け取る顧客が本契約書の規定を守ることに責任を負うものとします。お客様が、本ソフトウェアの複製物を、複製の最大許可数に達した後もインストールおよび/または配布することを希望される場合は、パーベイスブから追加のライセンスを購入して頂く必要があります。
- 2.3 パーベイスブの正式な委任代理人が署名した書面による特別の定めのない限り、1 台のターミナル上にインストールした本ソフトウェアのデータベース エンジンに同時アクセスできるのは、5 ユーザーまでとします(本ソフトウェアのインストール先ターミナルのユーザーを含めます)。お客様は、インターネット/イントラネット ライセンスを購入した場合を除き、ワークグループ版のデータベース エンジンを使用して、インターネットまたはイントラネット アプリケーションへの接続を提供することは禁止されています。
- 2.4 仮想化技術での使用  
本ソフトウェアを、プライマリ ターミナルのインスタンスである仮想(またはその他のエミュレーション)ターミナル(それぞれが「ゲストターミナル」)で使用することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアをインストールして使用しているプライマリ ターミナル用のライセンスに加え、本ソフトウェアをインストールして使用する各ゲストターミナル用のライセンスを購入する必要があります。

2.5 パーベイスブおよびそのライセンサーは、お客様に明示的に許諾していないすべての権利を留保します。

## 2.6 ソフトウェアの保護

お客様は、本ソフトウェアおよびマニュアルを不正な複製または使用から保護するためにあらゆる適切な処置をとるものとします。本ソフトウェアのソース コードは、パーベイスブおよび/またはパーベイスブへのライセンス提供者の企業秘密を表示および包含しています。本ソフトウェアのソース コードと包含された企業秘密は、お客様に使用が許諾されるものではなく、それらを改変、追記または削除することは厳に禁じられています。お客様は、本ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法でリバース エンジニアリングしないものとします。ただし、この制限の規定にかかわらず、このような行為が準拠法により明示的に許可されている場合はこの限りではありません。

## 2.7 本ソフトウェアのプレリリース版

本契約にこれに反するどのような規定があろうと、本契約書の下にお客様に提供されている本ソフトウェアがプレリリース版またはベータ版である場合、お客様はそのような本ソフトウェアのプレリリース版またはベータ版をお客様のテスト環境外に配布または展開することはできません。パーベイスブおよびその販売元は、いずれも、本ソフトウェアのプレリリース版またはベータ版の使用に関するいかなる損害に対しても責任を負いません。

## 2.8 オープン ソース ソフトウェア

本ソフトウェアにはサードパーティ製のオープンソースコードソフトウェア(以下「オープンソースソフトウェア」という)が含まれています。本契約書に基づいて提供されるオープンソースソフトウェアは、オープンソースソフトウェアの使用許諾条件に従って提供されます。パーベイスブは、お客様に妥当な通知を行った上で、オープンソースソフトウェアの一部としてお客様に提供したソフトウェアを同様の機能を持つソフトウェアと差し替える権利を有します。オープンソースソフトウェアに関する使用許諾条件は、パーベイスブがお客様にオープンソースソフトウェアの著作権およびライセンス情報を提供することを必要とします。本ソフトウェアに含まれ、またパーベイスブから利用可能なオープンソースソフトウェアの一覧、適用される使用許諾条件、および、オープンソースソフトウェアの入手方法(本ソフトウェアの一部としてお客様に提供されていない場合は、本ソフトウェアの「バージョン情報」または付随するマニュアルで提供されます。オープンソースソフトウェアの使用許諾条件と異なる本契約の条項は、パーベイスブのみによって提示されたものであり、他の第三者によって提示されたものではありません。すべてのオープンソースソフトウェアは「現状のまま」提供され、パーベイスブは、オープンソースソフトウェアに関するすべての保証を否認します。これには商品性、権利、非侵害、および特定の目的への適合性の保護を含みますが、これらに限定されません。いかなる場合もパーベイスブおよびそのライセンサーは、契約、過失またはその他の不法行為であると問わず、オープンソースソフトウェアの使用または実行に関連して発生した直接、間接、結果的、偶発的、懲罰的、または特別な損害やその他のいかなる損害についても、たとえ、パーベイスブまたはそのライセンサーが損害の可能性について通知していたとしても、また、損害または損害が予測可能であったかどうかにかかわらず、一切の責任を負いません。この制限は、準拠法がかかる制限を禁止する範囲において、パーベイスブまたはそのライセンサーの過失から生じる死亡や人身傷害の責任には適用されません。

## 3. 所有権

本ソフトウェアおよびマニュアル(複製物を含む)の所有権および権利、ならびにこれらに含まれる具体的表現のすべての知的所有権はパーベイスブおよびそのライセンサーのみに帰属します。お客様には、本契約書に基づくお客様の権利を行使して頂くことのみのため、複製を提供致します。本ソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。パーベイスブの商標、サービスマークおよび商標名は、本契約に基づいた配布権利を行使する場合にのみ複製、配布または使用できるものとします。パーベイスブのロゴの使用を含むすべての知的財産権の表示の使用においては、パーベイスブが指定した形式、位置、品質を維持するものとします。お客様は、パーベイスブの商標、サービスマークまたは商標名を登録または登録しようとすることはできません。ガイドラインは、パーベイスブの Web サイト (<http://www.Pervasive.com/>)で入手できます。

## 4. 制限

本契約書で明示的に許可された場合を除き、お客様は本ソフトウェアまたはマニュアルもしくはそれらの一部の使用、貸与、賃貸、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複製、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用または処分を行わないものとします。お客様は本ソフトウェアおよびマニュアルを社内業務目的だけに使用できるものとします。パーベイスブが書面によって明示的に承諾した場合を除いて、本契約書にこれに反するどのような規定があろうと、お客様は本ソフトウェアを第三者のためのホストアプリケーションに使用しないこと、および、サービスビューロー、共同使用もしくはその他のコンピュータサービスを第三者に提供するために使用しないこととします。

## 5. 譲渡

上記 2.2 項に記載された場合を除いて、お客様は、本契約書に基づく一切の権利、義務または利益を、その全体または一部を問わず、またその方法の如何にかかわらず、パーベイスブの書面による事前の許可なしに譲渡することができず、このような譲渡はすべて無効とします。第三者による合併またはその他の企業買収は譲渡として扱われます。パーベイスブは、お客様の承諾を得ることなく、本契約書に基づく権利および義務のすべてまたは一部をいつでも譲渡することができます。

## 6. 契約期間、終了

本契約は、お客様が本ソフトウェアの包装を開いたときに発効し、終了するまで効力を保持します。お客様はマニュアルおよび本ソフトウェアならびにすべての複製および改作物を破棄することにより、本ライセンスをいつでも終了することができます。本契約は、お客様が本契約書のいずれかの条項に違反した場合、自動的に終了します。本契約が終了したときは、お客様は本ソフトウェアおよびマニュアルの原本とすべての複製を破棄またはパーベイシブに返却するものとします。本契約の 2.5 - 2.8、3、6、7.2、7.3、8、9 項、および 10 項の規約と補足ライセンス条項は、規定どおりに本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

## 7. 限定保証

### 7.1 磁気媒体およびマニュアル

本ライセンスの購入時に磁気媒体またはマニュアルが破損もしくは物理的に欠陥のある状態にあり、それらが購入から 10 日以内にパーベイシブに返されたときは、パーベイシブはお客様に代品を無料で提供することを保証します。

### 7.2 保証の拒否

パーベイシブは、本ソフトウェア製品をお客様に本契約書に基づいて「現状のまま」という条件でライセンス致します。パーベイシブは、本ソフトウェアに関して、明示または黙示であれ、その他のいかなる陳述、条件設定または保証も行いません。パーベイシブは、例えば商品性、権限、特定目的への適合性、または業務上の取引もしくは使用の過程で生じる適性について、いかなる陳述、条件設定または保証も行わないことを明示的に表明し、お客様はこれを承認するものとします。

### 7.3 危険性の高い業務

本ソフトウェアは障害を許容する能力を有するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的な生命維持装置または兵器システムの操作など、本ソフトウェアの故障が死亡、負傷、または重大な物理的もしくは環境的な損害を直接引き起こすような危険な環境（「危険性の高い業務」）において、絶対に安全なオンライン制御装置として使用または再販されるために設計、製造または意図されているものではありません。パーベイシブおよびその販売元は、危険性の高い業務への適合性についての明示または黙示の保証を明示的に否定します。

## 8. 責任の制限

8.1 本契約書、本ソフトウェアまたはマニュアルに起因もしくは関連するパーベイシブの責任は、パーベイシブがお客様からライセンス料として受け取った合計金額を上限とします。

### 8.2 間接損害

前述の条項を制限することなく、パーベイシブおよびそのライセンサーは、いかなる場合も、保証、不法行為、製造物責任などの理論において、本契約に起因または関連する間接的、偶発的、懲罰的、特別または結果的な損害について、お客様に対する責任を負いません。この制限は、準拠法がかかる制限を禁止する範囲において、パーベイシブまたはそのライセンサーの過失から生じる死亡や人身傷害の責任には適用されません。

## 9. 一般的な条項

### 9.1 準拠法

本契約書は、準拠法の選択についての規定を除いて、米国テキサス州法に準拠し、それに従って解釈されます。本契約書は、国際商品販売契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) の適用を明示的に排除するものとします。

### 9.2 完全な合意

本契約書は、本契約書の内容に関するお客様とパーベイシブとの間の完全なる合意であり、両当事者の署名した文書によってのみ修正されるものとします。販売者、販売元、代理店、小売店、販売員その他の者は、本契約書を変更し、または本契約書の内容と異なる、もしくは本契約書で定める以上の、本ソフトウェアに関する保証、表明または約束を行う権限を有しません。

### 9.3 権利放棄

本契約上の一切の権利の放棄は、パーベイシブの正式な委任代理人が署名した書面によらない限り無効となります。契約違反または不履行に起因して、過去または現在の権利が放棄されても、本契約によって発生する将来の権利が放棄されたものと見なされることはありません。

### 9.4 監査

お客様は、本ソフトウェアの使用、配布において複製の最大許可数を超えないことを保証する責任があります。お客様は、本契約書の規定に従って本ソフトウェアを使用していることを文書で十分に証明する記録、ログおよびその他の資料（「記録」）を保存するものとします。パーベイシブは、適切に通知した上で、その記録を監査することが出来ます。

### 9.5 分離

本契約のいずれかの条項が無効または執行不可能と判断された場合は、その条項が無効または執行不可能とならないようにするために必要な範囲において、その条項を解釈、制限、修正、または必要ならば削除するものとします。本契約の他の条項はそれによって影響を受けないものとします。

#### 9.6 輸出規制

本ソフトウェアまたはその基礎となる情報もしくは技術は、ダウンロードまたはその他の方法によって、(1)米国が交易を禁止している国(またはその国民や居住者)、(2)米国財務省の特別指定国民表(List of Specially Designated Nationals)、米国商務省の注文拒否目録(Table of Denial Orders)、米国商務省のミサイル、核・化学・生物兵器拡散団体表(Entity List of Missile, Nuclear, and Chemical and Biological Weapons Proliferators)または米国国務省の外国テロ組織表(Foreign Terrorist Organization List)に記載された人もしくは団体に対して、輸出または再輸出できません。お客様は上記の内容を承認し、お客様が当該国に所在せず、当該国の支配下になく、当該国の国民または居住者ではなく、当該目録または表に載っていないことを保証するものとします。本ソフトウェアは、米国法および米国政府の輸出規制の対象となっており、輸出または再輸出をする前に明示的な輸出許可を得ることを要求されることがあります。その場合には、お客様は必要な明示的輸出ライセンスを取得するものとします。

#### 9.7 米国政府の最終利用者

お客様が米国政府(「政府」)の機関、省、またはその他の組織である場合、本ソフトウェアおよびマニュアルの使用、コピー、複製、リリース、修正、開示、または譲渡が、軍以外の機関は FAR(Federal Acquisition Regulation) 12.212、軍機関は DFARS(Defense Federal Acquisition Regulation Supplement) 227.7202 に従って制限されています。本ソフトウェアおよびマニュアルは、「Commercial Computer Software(商用コンピュータソフトウェア)」および「Commercial Computer Software Documentation(商用コンピュータソフトウェア説明文書)」です。本ソフトウェアおよびドキュメントの使用は、本契約書または修正後の本契約書に基づいて制限されるものとします。請負業者/製造者は、12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas 78727 所在の Pervasive Software Inc. です。

#### 9.8 オペレーティングシステム

お客様は、本ソフトウェアと共に使用するオペレーティングシステムに適用されるライセンス契約を、お客様の責任において完全に遵守するものとします。

#### 9.9 本ソフトウェア上で実行したベンチマーク試験またはその他の性能試験の結果を、パーベイシブの書面による事前の許可なしに、第三者に開示することはできません。

#### 9.10 本契約は日本語を使用言語とします。

### 10. JAVA RUNTIME ENVIRONMENT

インストール オプションにより、Pervasive SQL v10 ソフトウェアには Sun Microsystems, Inc の JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT(JRE) Version 6 が含まれることがあります。JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT(JRE)6 には、Sun Microsystems, Inc. のバイナリコードライセンス契約書の条件が適用されます。Pervasive SQL v10 Workgroup Edition の使用許諾契約書に同意することにより、お客様は Sun Microsystems, Inc. による JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT Version 6 のバイナリコードライセンス契約書および補足ライセンス条項の条件にも同意したものとします。

改定日:2008年5月16日



# PERVASIVE®

株式会社エージーテック

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21-1 昭栄神田橋ビル 3F

PHONE : 03-3293-5300 FAX : 03-3293-5270

<http://www.agtech.co.jp/>